

農業における 労働災害防止対策のポイント



厚生労働省北海道労働局 帯広労働基準監督署
国立大学法人北海道国立大学機構 帯広畜産大学

目次

1	農業における労働災害発生状況	2
2	農業における労働災害事例～原因と対	4
	災害事例1 整備作業中に指がチェーンに巻き込まれる	4
	災害事例2 トラクターのドライブシャフトに作業着が巻き込まれる	5
	災害事例3 トラクター・ショベルのバケットから墜落する	6
	災害事例4 脚立の天板の上でバランスを崩して墜落	7
	災害事例5 トラックの荷台から飛び降りて、アキレス腱を断裂する	9
	災害事例6 トラクターでけん引したポテトハーベスタに轢かれる	10
3	危険予知事例～危険の予測と対策～	11
	危険予知事例1 畑内を走行しているトラクターの危険	11
	危険予知事例2 バンカーサイロで作業するときの危険	13
4	疾病事例～原因と対策～	16
	災害事例 種芋処理に使用した消石灰が衣服に浸透して皮膚が炎症した	16
5	身近な化学物質について	17
	化学物質は身近に存在する！	17
	コラム～蜂刺され～	18
6	労働安全衛生関係法令のポイント	19
	機械へのはさまれ、巻き込まれ	19
	貨物自動車での荷役作業時の昇降設備の設置	19
	トラクター・ショベル等の重機の適正な使用 (有資格者による作業/用途外使用の禁止/法定点検の実施)	20
	安全衛生教育の実施	22
	危険予知(KY)活動の実施	22
	熱中症予防対策	23
	洗身設備、便所の設置	23
	健康診断の実施	23
	外国人労働者の労働災害防止対策	24
	労働者死傷病報告の提出	24

農業においては、近年、法人化が進み、労働者が増えるとともに、人手不足から外国人雇用が増えています。繁忙期はコントラクターやアルバイトが作業することもあり、多様な人が働くようになりました。一方、スマート農業が広がり、作業機械も大型化が進み、機械に接する機会が増える状況となっています。

また、農業の労働災害発生件数は増加傾向にあり、安全衛生管理の取組の重要性が増しています。

こうした状況を踏まえ、農業における労働災害防止対策をより推進していただくことを目的として、厚生労働省北海道労働局 帯広労働基準監督署と、国立大学法人北海道国立大学機構 帯広畜産大学が連携し、本パンフレットを作成したものです。

1 農業における労働災害発生状況

北海道は労働災害多発地域

農業における労働災害は都道府県別では北海道で最も多く発生しています。

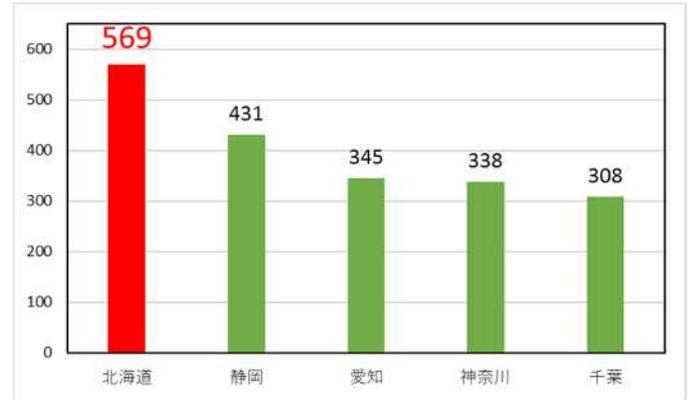
厚生労働省では第14次労働災害防止計画を策定し、労働災害防止に取り組んでいます。

けがの程度が重い

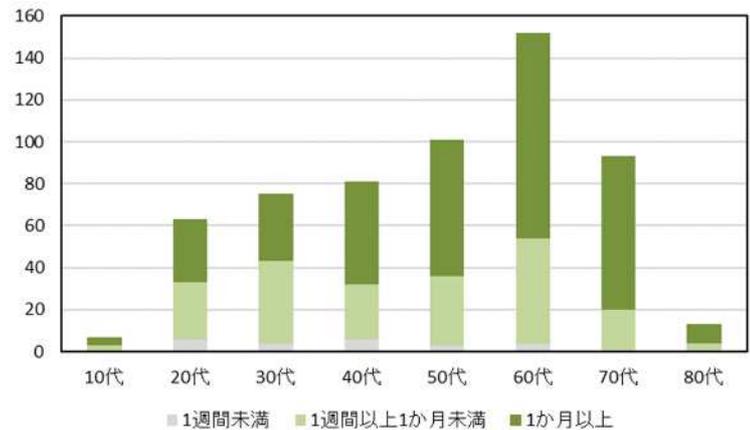
北海道における労働災害を見ていきましょう。直近5年（令和元年～令和5年）の農業における労働災害を分析しています。

けがの程度ですが、年代別では、ほとんどの年代で休業見込み日数が1か月以上のけがをしている割合が**50%以上**を占めています。高齢化とともに、休業1か月以上の割合は高くなっていますが、年代に関係なく、重症化しやすいことがわかります。

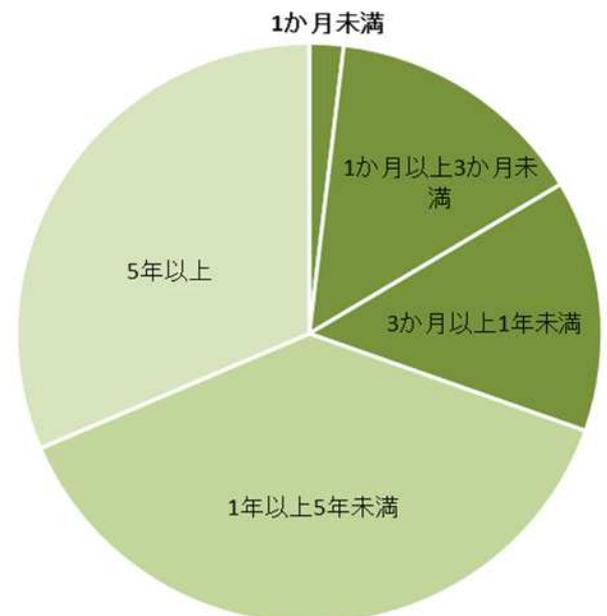
農業における都道府県別被災者数（R1～R5）



北海道における農業の年代別・休業期間別・被災者数（R1～R5）



経験期間別割合（R1～R5）



経験期間関係なく被災する

被災されている方の経験期間は

- 1年未満（未熟練）
- 1年以上5年未満（慣れてきた頃）
- 5年以上（熟練）

と分類するとほぼ同じ割合であり、農業については、経験期間に関係なく、被災していることがわかります。

1 農業における労働災害発生状況

ポイント 1 機械に注意

起因物別では、機械を起因物とする労働災害は、全体の約6割を占めています。

また、

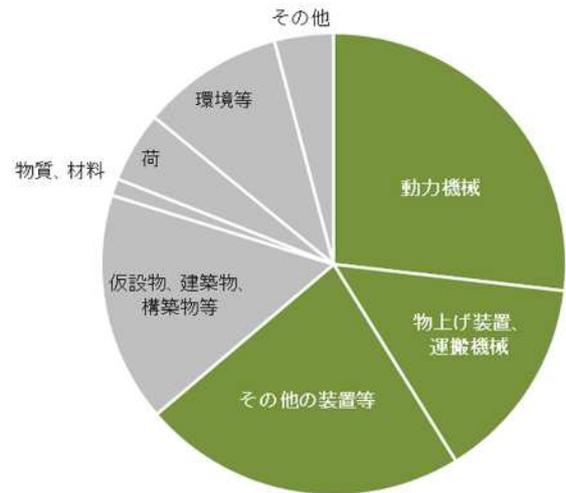
機械へのはさまれ、巻き込まれ
機械、脚立などからの墜落、転落
通路などでの転倒

といった災害が多数発生しています。

動いている**機械**に近づかない、手を入れないことが重要です。

機械は**人の力では止まらない**ことを理解しましょう。

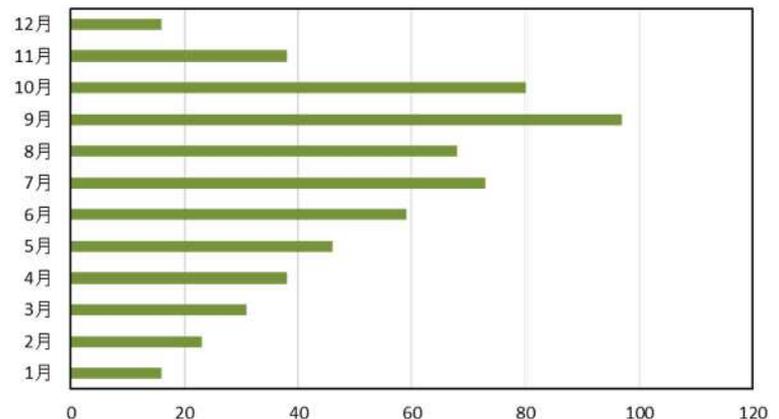
起因物別割合 (R1 ~ R5)



事故の型別割合 (R1 ~ R5)



月別被災者数 (R1 ~ R5)



ポイント 2 早めの教育と余裕ある作業

災害は1年を通して発生していますが、特に

収穫時期である7月から10月まで

植え付け期である4月から6月まで

の期間に災害が多発しています。

これらの時期は**繁忙期**で、十分な安全教育をしている**時間はありません**。

農家は余裕をもった作業、安全教育を

労働者は危険について予測を

することがけがの防止につながります。

上記を踏まえた労働災害防止対策のポイント

機械災害に特に注意

災害事例を参考に対策を検討 (P4 ~ P10)

写真を見て危険を予測 (P11 ~ P14)

法令についての理解が重要

関係法令のポイントを理解 (P19 ~ P24)

特に雇入れ時等の教育徹底 (P22)

2 農業における労働災害事例 ～原因と対策～

災害事例 1



法違反(点検時等の機械停止) 労働安全衛生規則第107条

整備作業中に指がチェーンに巻き込まれる

傷病名：右示指、中指、環指の切断

傷病の程度：2か月の休業

災害発生状況

肥料散布機の整備作業を、**機械の運転を停止せずに**（チェーンが動いている状態で）行っていたところ、指先を接近させてしまい、**チェーンと歯車の間に**巻き込まれたもの。

肥料散布機



チェーンが動いている

はさまれ・巻き込まれ箇所



原因

機械の運転（チェーン）を**停止せずに**、整備作業を行ったこと。

対策

整備作業を行う前に、機械の運転（チェーン）を**停止する**。



トラクターのドライブシャフトに作業着が巻き込まれる

傷病名：出血性ショック

傷病の程度：死亡

災害発生状況

トラクターのドライブシャフト（PTO軸）付近に近づいたところ、作業着が巻き込まれたもの。



安全カバーが破損している



ドライブシャフト（PTO軸）

原因

ドライブシャフトの安全カバーが破損しているのに、回転軸に巻き込まれやすい服装だったこと。

対策

安全カバーが破損している場合は、ドライブシャフトに覆いを設ける。

回転軸に巻き込まれないような作業着を選択し、ファスナーを閉め、袖口を留める。



トラクター・ショベルのバケットから墜落する

傷病名：頭蓋骨骨折、腰椎破裂骨折

傷病の程度：5か月の休業

災害発生状況

ダンプトラックの荷台（高さ約2.6m）に積んだ肥料を均し終え、地面に降りるために荷台からトラクター・ショベルのバケットに飛び移った際に、バケットから地面に落ちたもの。



バケットに
乗ろうとしている



原因

ダンプトラックの荷台から降りる際に、はしご等を使用せずに荷台からトラクター・ショベルのバケットに飛び移って降りようとしたこと。

対策

トラクター・ショベルのバケットを昇降のために使用しない。

トラックの荷台に昇降する場合は、専用の昇降設備（はしご等）を使用する。

災害事例 4

脚立の天板の上でバランスを崩して墜落

傷病名：左足踵の骨折

傷病の程度：3か月の休業

災害発生状況

トラックの整備作業のため、脚立の天板の上で作業をしていたところ、バランスを崩して脚立ごと倒れたもの。



天板の上へのぼっている

原因

作業箇所の高さに合わない脚立を使用していること。
脚立の天板の上で作業をしていること。

対策

脚立を使用する前に別の方法（可搬式作業台を使用する等）を検討する。
なお、脚立を使用する場合は、作業の高さに応じた脚立を使用する。
脚立の天板の上で作業をしない。

可搬式作業台



適切な使用方法はコチラ →

不適切な方法

天板の上で作業している



脚立を作業面と垂直に置いている

開き止めをしていない



脚立を平坦な場所に設置していない

適切な方法

保護帽（ヘルメット）
を着用している

身体を天板や
踏みさんに当て、
身体を安定させている



開き止めをして
作業している

脚立を作業面と
水平に置いている

脚立を平坦な場所に
設置している

二次元コードを読み取ると、はしごや脚立のリーフレットやチェックリストをダウンロードできます。

はしごや脚立からの墜落・転落
災害をなくしましょう！



はしごを使う前に



脚立を使う前に



災害事例 5



法違反(昇降設備) 労働安全衛生規則第151条の67

トラックの荷台から飛び降りて、アキレス腱を断裂する

傷病名：左足のアキレス腱断裂

傷病の程度：6か月の休業

災害発生状況

トラックの荷台で荷卸し作業中、昇降設備を使用せずにトラックの荷台から飛び降りたところ、左足を負傷したもの。



約1.5m

昇降設備を
使用していない

荷台から
飛び降りて・・・



原因

トラックの荷台から降りる際に、昇降設備を使用しなかったこと。
トラックの荷台から飛び降りたこと。

対策

トラックの荷台を昇降する場合は、昇降設備を使用する。
トラックの荷台から降りる際は、飛び降りない。



より安全な昇降のために、手すり付き昇降設備の使用も考えられます（P19参照）

災害事例 6

トラクターでけん引したポテトハーベスタに轢かれる

傷病名：全身圧迫による多発性外傷

傷病の程度：死亡

災害発生状況

被災者は、じゃがいもの収穫作業のため、走行中のポテトハーベスタに近づいて轢かれたもの。

トラクターとハーベスタ



収穫物積み込みの様子



走行中に
近づいている



(写真は、ビートハーベスタで再現)

原因

トラクターやポテトハーベスタが走行している畑の中に立ち入ったこと。
走行中のトラクターやポテトハーベスタに近づいたこと。

対策

トラクターやポテトハーベスタが走行している畑の中に立ち入らない。
トラクターやポテトハーベスタが停車したことを確認してから近づく。

3 危険予知事例 ～危険の予測と対策～

これまで紹介した災害事例を踏まえ、実際に危険を予測し、対策を立ててみましょう。

ステップ 1 写真を見て危険を予測しましょう。

作業者の目線で危険を予測してみましょう。

作業者が働く場所の近くでトラクターが走行しています。

危険予知事例 1

畑内を走行しているトラクターの危険

畑作業では、写真のようにトラクターが走行して作業しています。この作業にはどのような危険があるでしょうか。

黄色のけん引車



トラクター

プロセス 1 対象を知ろう。まずはよく見る。

このトラクターはどのような動きをするでしょう。何をする機械でしょう。

これは、牧草ロールを成形するトラクターです。

一般的にトラクターは、用途によって大きさが異なり、機体重量は軽いもので2トン、重たいもので6トンあります。

写真の黄色のけん引車は、地面に集められた牧草を回収し、けん引車の内部で牧草ロールを糸で縛って成形します。成形後は、けん引車の後ろから牧草ロールが排出されます。



プロセス2 動線を知ろう。接近するかな。

作業者の仕事の場所とトラクターの動く範囲、牧草ロールが排出される範囲を確認しましょう。作業者とトラクターが接近したときに、災害は起きます。

プロセス3 不測の事態、危険を予測する。

作業者もトラクターも常に動いています。作業者はいつでも、トラクターの近くを通る可能性があると思ってください。作業者がトラクターに近づいたときはどうなるのでしょうか。

走行中に轢かれる

運転手はそこに人がいることを知りません。運転手に気付かれなければ轢かれます。



走行中に轢かれる

運転手は作業者に気付いても、作業者がどう動くかわかりません。



牧草ロールにぶつかる

運転手はそこに人がいることを知りません。牧草ロールが排出されると大けがをします。

機械の調整作業中に巻き込まれる

機械の調整作業をしているときに、「糸が絡まったので手伝って」と言われるかもしれません。機械が動いているときは巻き込まれる危険があります。

～ 労災保険に加入されていますか～

労災保険は労働者の業務または通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対して保険給付を行う制度です。

法人、常時5人以上の労働者を使用する事業場は強制適用です。未手続の場合は速やかな手続きが必要です。

けがをするときは一瞬です。

重症化することもありますので、十分な備えをしましょう。



帯広署HP「労災保険制度のご案内」

危険予知事例 2

バンカーサイロで作業するときの危険

バンカーサイロは便利なものです。でも、意外と災害が多いのです。危険予知事例1の考え方に沿って、危険を予測してみましょう。バンカーサイロの作業を手伝うとき、近くを通るとき、トラックや重機の運転を頼まれたときを想定してみましょう。



プロセス1 対象を知ろう。まずはよく見る。

バンカーサイロに入れるデントコーンは、トラックで運搬されます。

運び込まれたデントコーンを写真左のトラクター・ショベルで踏んで圧縮（踏圧作業）します。そして、デントコーンの上をビニールシートで覆い、重石（タイヤ等）をその上に配置します。

作業1 搬入作業

トラックによるデントコーンの搬入作業があります。この車はどういう運行経路で、どうやってデントコーンを降し、どうやってこの場所から出て行くでしょう。



作業2 踏圧作業

トラクター・ショベルでバンカーサイロ内に入り、デントコーンの山の上に登っていきます。走行するトラクター・ショベルの重量でデントコーンを平らに均していきます。その際は、固くない場所を走行します。



作業3 シート掛け作業

平らに均したデントコーンにビニールシートを掛け、重石のタイヤを運び、ビニールシートの上に乗せる作業です。

大抵地面からの高さが2 m以上ある場所での作業になります。



作業4 シート外し作業

熟成したデントコーンを取り出すため、ビニールシートを外す作業もあります。

天候が雨天の場合や雪が積もった上でビニールシートを外す場合もあります。



プロセス2 動線を知ろう。接近するかな。

ここでは、接近するという前提で次に進みましょう。

プロセス3 不測の事態、危険を予測する。

作業1

接触して
轢かれる



降りてくる荷台に挟まれる

荷台を上げたまま
速いスピードで移動して
バランスを崩し、
車が転倒する

作業2



トラクター・ショベルが

バランスを崩して
転倒する

壁にぶつかって
転倒する

作業3, 4



作業者が

バランスを崩して
地面に墜落する

ビニールシートで
滑って転倒する

ステップ2 作業で話し合い、対策を立てましょう。

危険の予測をしてみました。対策としてどれが一番有効でしょう。

事業主は、労働災害を防止するため、予測された危険について対策を立てる必要があります。

プロセス4 対象を立てる。

危険予知事例1の対策例

想定 畑作業は毎日作業する場所が変わります。人数も天候も変わります。

例えば、以下の条件で働くとき、安全対策はどうしましょう。

- 明日の天気は午後から雨の予報なので午前中に刈り取りをする。
- 収穫する畑と収穫物を運ぶ倉庫の間に牧草地がある。
- 収穫物を倉庫に入れる作業は30分に1回程度発生する。作業する畑から倉庫までは、直線で移動すると片道5分、牧草地を避けてぐるっと回ると片道10分かかる。

対策1 牧草地に近づかない

最も安全な作業方法です。ただ、1往復10分の差を許容できるかが問題です。

作業効率と安全作業のどちらが重要でしょう。作業者の中には近道行動を取る人も出てくるかもしれません。皆が牧草地に近づかないよう事前の打ち合わせが必要です。

対策2 トラクターの作業する範囲に近づくと

○ 運転手に気付いてもらう

どうやったら、運転手が接近した作業者に**気付く**かを考えます。

運転席の視界は意外と悪いものです。作業者が**目立つ**格好をする、作業者がホイッスルを持って大きな音を鳴らして気付かせる、電波のある所なら運転手の携帯電話を鳴らす等が考えられます。

○ 作業者が接近したときお互いがどう動くかルールを決める

作業者が先かトラクターが先か決めます。**クラクション**を1回鳴らしたら作業者優先、2回ならトラクター優先など、予めルールを決めておきましょう。また、決めたルールはトラクターに貼り付けるなど周知しましょう。

危険予知事例2の対策例

どんな対策があるか、最も安全と思われる方法を話し合っ決めてみましょう。

以下は、考えられる対策の一部です。

作業1,2

- トラックやトラクター・ショベルに近づかないこと。
- 運転手は地面の状態を把握し、ゆっくり慎重に運転すること。
- 荷台やバケットを下ろしてから移動すること。

作業3,4

- デントコーンを高く積み上げないこと。
- 滑りにくい靴を履く、万一墜落した際けがしないよう保護帽（ヘルメット）を被る等転倒防止や墜落防止の対策をすること。

4 疾病事例 ～原因と対策～

災害事例

種芋処理に使用した消石灰が衣服に浸透して皮膚が炎症した

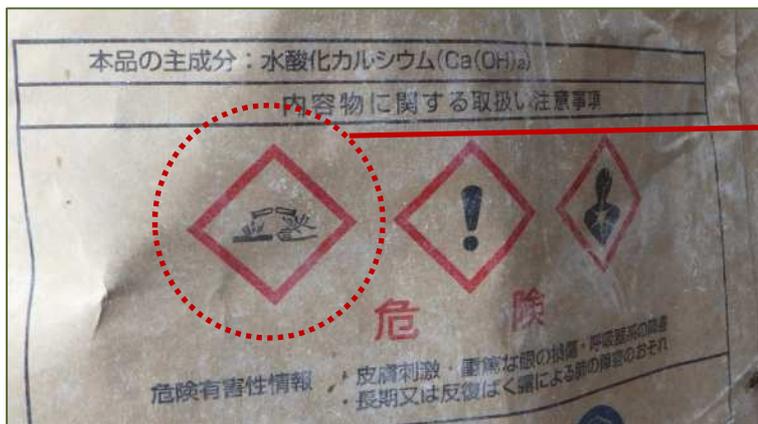
傷病名：両前腕の炎症

傷病の程度：1か月の休業

災害発生状況

種芋を消毒するために消石灰（水酸化カルシウム）を芋の断面につける作業を行っていた。被災者は保護手袋と布製の腕抜きを着用していた。ビニールハウス内で作業を行ったため、高温多湿環境により腕抜きが汗で湿ってしまい、腕抜きに消石灰が浸透したものの。

消石灰の袋の裏面



原因

汗で湿る腕抜きを着用していたこと。

対策

化学物質や作業環境に応じた不浸透性の作業着や保護具を着用する。

SDSを確認して、個々の有害性に対する対策を行う。

保護具の例



～リスクアセスメントを実施しましょう～

事業者は、リスクアセスメント対象物質を労働者に使用させる場合に、安全データシート（SDS）を入手し、リスクアセスメントを実施することが必要です。

労働者の健康障害を防止するために、化学物質の有害性を知り、リスクアセスメントを行いましょう。



労働安全衛生法の
新たな化学物質規制

5 身近な化学物質について

化学物質は身近に存在する！

「化学物質」と聞くと何か特別なもので、化学工場のような場所で使用されると思いがちです。

しかし、私たちが普段使う**カビ用スプレー**も、**アルコール**も、**灯油**や**ガソリン**も、すべて化学物質の仲間です。



対策が必要な化学物質の見分け方

対策が必要な化学物質を見分けるには、容器についている**絵表示**を探すと有効です。



化学物質の有害性の調べ方

化学物質の有害性を調べることで、どのような対策が必要か知ることができます。有害性は**安全データシート (SDS)**に記載されています。**最新の SDS**を製造メーカーから入手して、「**2. 危険有害性の要約**」を確認しましょう。



SDSの記載内容

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1. 化学品及び会社情報 | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約 | 10. 安定性及び反応性 |
| 3. 組成及び成分情報 | 11. 有害性情報 |
| 4. 応急措置 | 12. 環境影響情報 |
| 5. 火災時の措置 | 13. 廃棄上の注意 |
| 6. 漏出時の措置 | 14. 輸送上の注意 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令 |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報 |

代表的な絵表示 ～ 危険有害性と注意事項～



危険性
よく燃える、火災
注意事項
火種を近づけない



有害性
呼吸器や皮膚、眼に有害
注意事項
飲まない吸わない触らない



有害性
皮膚と目の損傷、失明
注意事項
触らない



有害性
遺伝性疾患、発がん性
注意事項
飲まない吸わない触らない

○今回紹介した絵表示は、**塗装**や**消毒**、**清掃**業務中に使用する化学物質の容器に表示されていることが多いです。

○二次元コードで資料を確認して化学物質の理解を深めましょう！



ラベルでアクション



厚生労働省HP
資料掲載ページ

コラム ～ 蜂刺され～



十勝管内では令和5年、6年と2年連続蜂刺されが原因の死亡労働災害が発生しています。

蜂はヒスタミンやセロトニンなどのアミン類を主成分とする「蜂毒」を持っており、これが体内に吸収されると腫れやかゆみをもたらす局所反応のほかに、じんましん等の全身症状が現れることがあります。特に重篤な症状となるのがアナフィラキシーショックで、これは発症から短時間で心肺停止に至ることがあるため、要注意です。

畑は病院から離れた場所にあることが多いため、応急処置できるよう備えておきましょう。

特に蜂に刺された経験がある人はアナフィラキシーショックを起こす可能性が高まります。そのため、重篤なアレルギー反応を起こすおそれのある労働者は自己注射器(商品名:エピペン)を**携行**しましょう。

事業者は以下の取組をしましょう。

- 1 作業場所の蜂の生息を確認する
使っていない倉庫に蜂の巣がないかチェック
- 2 保護具と救急用具の準備
蜂刺されの経験を予め調査し、ポイズンリムーバーやエピペン、保護具等を用意しましょう
- 3 蜂刺されの労働災害防止等の安全教育

防蜂服、防蜂網
防蜂手袋など。

救急用具の使用方法、刺された人には運転させないこと、病院の場所の確認、周知
被災者は病院に移動中、刺されてから30分以内に意識が無くなっています。刺されたときそばにいる人が病院に連れて行きましょう。

6 労働安全衛生関係法令のポイント

機械へのはさまれ、巻き込まれ

収穫作業等で機械のコンベヤーやローラー部に手指が巻き込まれる災害が多発しています。

原動機、回転軸、歯車、プーリーベルト等に、はさまれたり巻き込まれたりして、労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い等を設けてください。

覆い、囲い等の安全装置は取り外されたままとなることがないように点検整備を定期的に行ってください。

茎葉や異物等を取り除くときは必ず機械を止めて、点検・調整等を行い、詰まりを解消させてください。

機械を止めた場合は、「機械調整中」の表示をして、他の労働者が機械を動かさないような措置を講じてください。

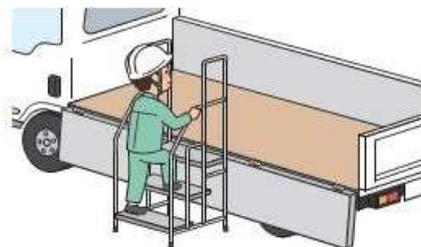
危険箇所を可視化 = 見える化して作業員間で共有することも効果的な対策です。

帯広労働基準監督署では注意点を周知する啓発用イラストを作成し、当署ホームページに掲載していますのでぜひご活用ください。



貨物自動車の荷役作業は、災害が多発しているため、ほかにも法規制があります。

北海道労働局のほか、関係団体でも周知しています。詳しくは下掲をチェックしてください。



貨物自動車での荷役作業時の昇降設備の設置

最大積載量が2トン以上の貨物自動車で行う場合は、「床面から荷の上まで」又は「床面(地面)から荷台まで」の間を移動する際、昇降設備の設置が必要です。

踏み台等可搬式のもの、貨物自動車に設置されたステップを使用する必要があります。

貨物自動車に設置されたはしごを利用する場合は、必ず3点支持で移動しましょう。

トラクター・ショベル等の重機の適正な使用

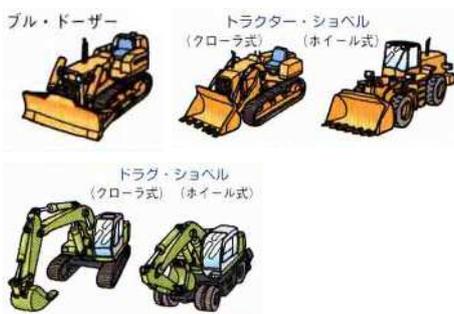
有資格者による作業

トラクター・ショベル等の車両系建設機械等は、技能講習等を修了した者でなければ運転することができません。

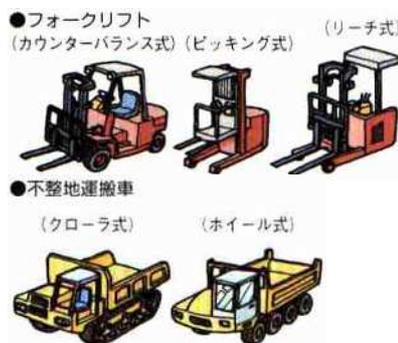
運転が必要な場合は、適正な資格を取得しましょう。

例えば、下の機械は道路を走行する免許(大型特殊免許等)だけでは作業できません。使用する場合は作業用の資格を取得してください。

車両系建設機械(例)



車両系荷役運搬機械(例)



移動式クレーン(例)



機体重量

- 3 t 以上...技能講習修了者
- 3 t 未満...特別教育修了者

最大荷重(最大積載量)

- 1 t 以上...技能講習修了者
- 1 t 未満...特別教育修了者

つり上げ荷重

- 5 t 以上...免許(移動式クレーン)
- 1 t 以上 5 t 未満...技能講習修了者
- 1 t 未満...特別教育修了者



道内の技能講習等の実施機関は、北海道労働局HPをご確認ください。

無資格運転による災害が発生しています！

ビニールハウス内にあったガス容器をフォークリフトを用いて外に出そうとしたところ、ビニールハウスから出たところに若干の傾斜地があり、その走行がうまくいかず、運んでいた容器が転倒し、付近にいた労働者に当たり負傷した。

牧場内において、豚の餌を餌箱に投入する作業中、別の作業者が操作するトラクター・ショベルにつるしている500kgの餌袋(20~30cm)を下ろうとしたところ、トラクター・ショベル付近にいた被災者の頭部に激突し負傷した。

用途外使用の禁止

車両系建設機械や車両系荷役運搬機械を使用して荷をつり上げる、労働者を昇降させる等の主たる用途以外で使用することは法令違反です。

運転席以外に人を乗せることも原則法令違反です。

事前に作業計画を作ることで作業員全員でどのような危険があるのかを確認でき、用途外使用や接触事故の防止につながります。

一般社団法人北海道建設業協会労務研究会HPで
作業計画書の参考様式をダウンロードできます。



用途外使用による災害が発生しています！

農場から母屋に移動するためフォークローダーにパレットを刺し、その上に載せたかぼちゃ専用のかごに、被災者を乗せて走行していたところ、急ブレーキで、かごが地面に投げ出され、乗っていた被災者ら4人が負傷した。

牧場内において、トラクター・ショベルのバケット部分で杭打ち作業中、別の作業者がトラクター・ショベルを操作し、被災者が杭を支えていたところ、バケット部分が外れ落下し、それが被災者に激突し負傷した。

法定点検の実施

車両系建設機械や車両系荷役運搬機械は、1年以内に1回、年次自主検査、1月以内に1回、月次自主検査を実施してください。

また、作業開始前には作業開始前点検を実施してください。

車両系建設機械とフォークリフトの年次自主検査は**特定自主検査**といい、資格のある検査者又は登録検査業者による検査が必要です。

車検を受けているだけでは自主検査にはなりません。

対象機械の例	年次	月次	作業開始前
車両系建設機械 (トラクター・ショベル、ドラグ・ショベル ブル・ドーザーなど)	特定自主検査		
フォークリフト	特定自主検査		
ショベルローダー フォークローダー			
移動式クレーン			

安全衛生教育の実施

農業では、機械や薬品の使用等、危険が伴う作業が多くあります。労働者を雇い入れた場合や作業内容を変更した場合は、事業者はその業務に関する安全や衛生のための教育を労働者に行ってください。

労働災害の発生傾向を分析すると、業務、機械に対する知識の不足のために起きているものが大きな割合を占めています。安全衛生教育は労働災害防止の基本なので、必ず実施してください。

雇入れ時、作業変更時の安全衛生教育の内容

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること
- 3 作業手順に関すること
- 4 作業開始時の点検に関すること
- 5 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関すること
- 8 そのほか、業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

危険予知(KY)活動の実施

危険予知(KY)活動とは、職場に含む危険(Kiken)を作業状況のイラストシートを使用したり、実際に作業したりしながら、集団で話し合い災害防止を事前に予知(Yochi)する活動です。

活動を通して、作業や職場にひそむ危険性や有害性等の危険要因を発見し、解決する能力を高めることができます。

まずは次のステップで活動を始めてみましょう。

作業の危険性についてグループ(5名程度)で意見を出し合う
出揃った意見について、2つから3つに絞る
リーダーがメンバーそれぞれに自分ならどう行動するか
(危険性への対策)を聞く

の意見を参考にグループ目標を立てる

職場のあんぜんサイト(厚生労働省)では、危険予知活動にご活用いただけるイラスト付きヒヤリハット事例を公開しています。



熱中症予防対策

熱中症予防対策として以下の事項に注意してください。

暑さを避ける(帽子や通気性の良い衣服の着用)

こまめな水分補給(水分以外にも塩分も補給が必要)

熱への順化(身体が熱・暑さに慣れるには1週間程度必要)

熱中症が疑われる人を見かけたら、次のことを行ってください。

涼しい場所へ移動させる(エアコンの効いている室内、日陰)

身体を冷やす(衣服をゆるめ、首、脇、足の付け根等を冷やす)

水分補給(水分以外にも塩分が重要)

自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐ救急車を呼びましょう。

分類	度	度	度
症状	めまい、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗	頭痛、気分の不快、吐き気・嘔吐、倦怠感、虚脱感	意識障害、けいれん、手足の運動障害、高体温

重症度

小



大

洗身設備、便所の設置

作業で身体、被服等が著しく汚れる場合は洗眼、洗身の設備や更衣室等を設けてください。

便所は男性用と女性用を区別し、手洗い設備等も備え付けてください。

健康診断の実施

次の労働者に雇入れ時及び1年以内()に1回、健康診断を実施してください。

深夜業(22～翌5時)を含む業務に従事させる場合は6月以内

正社員

週所定労働時間が正社員の3/4以上、かつ、無期契約

週所定労働時間が正社員の3/4以上、かつ、契約期間が1年以上()

更新により1年以上となる場合を含む

法律で実施義務が課されているため、健康診断の費用は事業者負担です。

外国人労働者の労働災害防止対策

外国人労働者は作業経験が少なく、労働災害のリスクが高いことから、口頭だけではなく母国語に対応した教材等を用いて安全衛生教育を分かりやすく行うことが重要です。

帯広労働基準監督署ホームページでは次の安全衛生教育ツールの活用をご案内しています。

詳しくは同ページ内「外国人労働者」をご覧ください。



帯広署HP「外国人労働者」

災害防止掲示例

十勝管内の労働災害発生状況から必要と考えられる内容について、作業場の注意点を日本語、ベトナム語、中国語を併記したイラストを作成、電子媒体を掲載しています。



災害防止掲示の一例

労働災害を防止する8つのポイント

約束(法律)を守って安心安全な職業生活を送ることや、労働災害を防止する8つのポイントを教育することを目的として、日本語、ベトナム語、中国語のリーフレットを作成しています。

動画、マンガなどの教材

日本語、中国語、ベトナム語等の動画やマンガの教材をご案内しています。



動画教材の一例

労働者死傷病報告の提出

労働者が業務中や会社内で負傷や疾病にかかったことで、休業や死亡した場合は、労働者死傷病報告を提出してください。

この報告をできる限り早期に提出しなかったり、嘘の内容を書いて報告した場合(労災かくし)は、罰せられることがあります。

派遣労働者が被災した場合は、派遣元、派遣先のそれぞれが提出する必要があります。

報告方法は原則、電子申請となっておりますので、こちらから手続きしてください。



厚生労働省HP「入力支援サービス」



はしごや脚立からの墜落・
転落災害をなくしましょう！

p.8



はしごを使う前に / 脚立を
使う前に

p.8

農業を営むみなさまへ
労災保険制度のご案内



p.12

労働安全衛生法の新たな化学
物質規制
労働安全衛生法施行令の一部
を改正する政令等の概要



p.16



ラベルでアクション

p.18



《ラベルでアクション》
～事業場における化学物質
管理の促進のために～
(厚生労働省HP)

p.18

重点取組 外国人労働者
啓発用イラスト掲載ページ
(帯広労働基準監督署HP)



p.19,24

貨物自動車における荷役作業
時の墜落・転落防止対策の充
実に係る労働安全衛生規則等
の一部改正のポイント



p.19



労働安全衛生法に基づく技能
講習、実技教習、養成講習等
について
登録講習機関等掲載ページ
(北海道労働局HP)

p.20



建設工事現場安全関係参考
書式集
(一般社団法人北海道建設
業協会労務研究会HP)

p.21

職場のあんぜんサイト
労働災害事例
(厚生労働省HP)



p.22

労働安全衛生法関係の届出・
申請等帳票印刷に係る入力
支援サービス
(厚生労働省HP)



p.24

本資料に掲載されている各種二次元コードの一覧表です。

MEMO



企画・製作 2025年2月

**厚生労働省北海道労働局
帯広労働基準監督署**

〒080-0016
帯広市西6条南7丁目3
TEL : 0155-97-1244

**国立大学法人北海道国立大学機構
帯広畜産大学**

〒080-8555
帯広市稲田町西2線11番地
TEL : 0155-49-5216